

平成30年11月13日

【外務省・文部科学省】

【概要書】

第39回ユネスコ総会において採択された「科学及び科学研究者に関する勧告」
に関する報告書の国会提出について

標記の報告書を衆議院議長に提出致しました。

連絡先は省略。

科学及び科学研究者に関する勧告の概要

外務省国際文化協力室
文部科学省国際統括官付

1. 本勧告は、2017年11月13日、第39回ユネスコ総会にて採択。
2. 我が国は本勧告の採択を支持。
3. ユネスコ総会で採択された条約及び勧告について、各加盟国は、総会終了後一年以内に国会に報告することとされている(ユネスコ憲章第4条4)。

勧告の主な内容

I 勧告の適用範囲

- 科学研究者が勤務する組織、科学研究者の地位や技術的専門分野、研究開発の動機等に関わらず全ての科学研究者に適用。(科学研究者の定義:「研究及び科学及び開発に責任を有し及び従事する人々」をいう。)

II 科学研究者と国の政策の立案との関係

- 加盟国は、科学に適正な位置を与えつつ、科学、技術及び革新(イノベーション)を健全に保つために適切な措置をとる。
- 加盟国は、意思決定及び政策において科学的及び技術的知識を利用する。

III 科学研究者としての初期的教育及び訓練

- 加盟国は高潔で知的に成熟した科学研究者を必要とすることを認識し、高度な才能を有する科学研究者の育成を支援する。

IV 研究における権利と責任

- 加盟国は、科学研究者と、研究者を雇用・規律・指導する側(人々・機関)の権利と責任を認識し、これらの行使、尊重、保護及び促進を確保するために適切な措置を取るべきである。
- 加盟国は、研究及び開発の国際的な側面を認識し、先進国・開発途上国間の科学界に関するパートナーシップを進めるとともに、科学や知識の平等なアクセスや国際的に合意された倫理的枠組みに基づく研究推進を確保しなければならない。

V 科学研究者の成功のための諸条件

- 加盟国は、科学研究者が人種、性別、宗教等を理由に差別されることなく衡平な条件を享受することを確保し、十分に代表されていない団体からの個人が研究及び開発に携わることを支持するべきである。
- 加盟国は、科学研究者が達成した結果を公表することを奨励すると同時に、科学研究者の科学的及び技術的結果が知的財産権の法的保護を享受することを確保すべきである。